

# 河川の水質・悪臭測定検査を公表します

問 住民環境課 環境対策係  
☎476-1111(127・128)

## ■河川水質検査

水質汚濁に係る環境基準に基づき、生物化学的酸素要求量(BOD<sup>※1</sup>)、浮遊物質質量(SS<sup>※2</sup>)、大腸菌群数<sup>※3</sup>の数値を測定し、各水域の利水目的に応じた生活環境の保全に活かしています。

川には類型があり、きれいな川の水質を示す基準が定められています。基準よりも数値が高ければ高いほど、川は汚れていることとなります。川の水質汚染は、畜産廃棄物のたれ流しや生活廃水が原因のひとつと考えられます。きれいな川を維持するために、合成洗剤をできるだけ使わない、洗剤の量を減らすなどの努力をしましょう。調理に使用した油は排水に流さず、資源ごみ収集に出すようにしましょう。

基準値類型 A	採水時期	令和元年8月			令和2年2月		
	項目	BOD	SS	大腸菌群数	BOD	SS	大腸菌群数
	単位	mg/l	mg/l	MPN/100 ml	mg/l	mg/l	MPN/100 ml
	基準値	2.0	25.0	1,000	2.0	25.0	1,000
菱田橋(菱田川)		16.0	2.0	190	10.0	3.0	610

基準値類型 C	採水時期	令和元年8月			令和2年2月		
	項目	BOD	SS	大腸菌群数	BOD	SS	大腸菌群数
	単位	mg/l	mg/l	MPN/100 ml	mg/l	mg/l	MPN/100 ml
	基準値	5.0	50.0	—	5.0	50.0	—
谷迫橋(持留川)		6.0	3.3	470	5.0	3.3	65
小能橋(田原川)		8.0	6.5	720	15.0	6.2	620

- ※1 BOD …… 水中の有機物を微生物が分解するのに必要とされる酸素量の指数。
- ※2 SS …… 水中に浮遊する粒子径2mm以下の不溶解物質のこと。
- ※3 大腸菌群数 …… 水中に含まれる大腸菌群を数値化したもの。し尿汚染の指標とされる。

## ■悪臭測定検査

悪臭防止法とは、事業活動が原因で発生する悪臭について必要な規制を行なうことで生活環境を保全し、住民の健康を保護する目的で施行されました。

町は悪臭防止法に基づき、規制地域内にある工場・事業場のうち任意の3地点で測定検査を実施しました。不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質の測定結果を公表します。

令和元年8月					
項目	アンモニア <sup>※1</sup>	メチルメルカプタン <sup>※2</sup>	硫化水素 <sup>※3</sup>	硫化メチル <sup>※4</sup>	二硫化メチル <sup>※5</sup>
基準値(単位ppm)	2.000	0.004	0.060	0.050	0.030
A地点	0.1 未満	0.0002 未満	0.002 未満	0.001 未満	0.0009 未満
B地点	0.1 未満	0.0002 未満	0.002 未満	0.001 未満	0.0009 未満
C地点	0.1 未満	0.0002 未満	0.002 未満	0.001 未満	0.0009 未満

令和2年2月					
項目	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
基準値(単位ppm)	2.000	0.004	0.060	0.050	0.030
A地点	0.1 未満	0.0002	0.002 未満	0.001 未満	0.0009 未満
B地点	0.1 未満	0.0002 未満	0.002 未満	0.001 未満	0.0009 未満
C地点	0.1 未満	0.0002 未満	0.002 未満	0.001 未満	0.0009 未満

- 検査結果が基準値を超えた事業所に対し、適切な指導等を実施しています。
- ※1 アンモニア …… し尿の刺激臭
  - ※2 メチルメルカプタン …… 腐った玉ねぎのようなにおい
  - ※3 硫化水素 …… 腐った卵のようなにおい
  - ※4 硫化メチル …… 腐ったキャベツのようなにおい
  - ※5 二硫化メチル …… 腐ったキャベツのようなにおい